**令和２年度東京都自治体連携型補助金 募集要領**

（申請以降も復旧事業を行う方）

**東京都では、令和2年度東京都自治体連携型補助金の実施にあたり、以下のとおり公募を行います。**

**○募集期間**

**令和2年6月10日（水） ～ 令和2年9月30日（水）**

**（東京都庁宛て当日消印有効）**

**○補助対象期間**

**令和元年台風第15号、第19号及び第21号の被害を受けた日から**

**令和2年12月15日まで**

**○申請窓口**

**〒163-8001**

**東京都新宿区西新宿二丁目8番1号**

**東京都庁第一本庁舎20階北**

**東京都 産業労働局 商工部 調整課 自治体連携型補助金受付**

**電話**０３－５３２０－７５７１

**○東京都自治体連携型補助金HP**

　申請に必要な様式の他にも、よくある質問（Q&A）を

掲載しています。

　【URL】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/keiei/jichitai_renkei/>

****

**令和２年６月**

**東京都**

目　　次

頁

１　事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　申請対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３　補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

４　補助対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

５　補助率及び補助限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

６　手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

７　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

８　お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

**１ 事業目的**

本事業は、令和元年に発生した台風第15号、第19号及び第21号（以下「台風」という。）で被災した都内中小企業者の災害復旧事業を支援することにより、都民の暮らしや東京都の経済を支える上で重要な役割を果たす都内中小企業者の被災からの再建を促進し、もって災害によって毀損した地域経済の持続可能性の回復を図ることを目的とします。

**２ 申請対象者**

申請要件（１）～（３）までをすべて満たすことが必要です。

ただし、令和元年台風第19号及び、第21号により被害を受けた小規模事業者（※）については、補助対象経費（補助率を乗じる前の経費金額）が合計150万円以下の場合は、申請できません。（国の被災小規模事業者再建事業（災害型持続化補助金）の活用をご検討ください）。

（※）小規模事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる事業として営む業種 | 常時使用する従業員の数 |
| 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く） | 5人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | 20人以下 |
| 製造業その他 | 20人以下 |

（１）法人・個人に関する要件

都内に所在する事業所（事務所、工場、事業場、店舗、倉庫等、業務の用に供する施設）及び事業所に設置する機械設備等が、台風の被害を受けた中小企業者であること（※１）

（※１）中小企業者の定義

・中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に基づき、以下の表に該当する会社及び個人とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 下記のいずれかに該当すること |
| 業種分類 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| ①製造業・建設業・運輸業・その他の業種（下記②～④を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |
|  | うちゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円以下 | 900人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③小売業 | 5000万円以下 | 50人以下 |
| ④サービス業 | 5000万円以下 | 100人以下 |
|  | うちソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
|  | うち旅館業 | 5000万円以下 | 200人以下 |

・以下のものは除きます。

ア　特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、

公益社団・財団法人、学校法人、農業組合法人、組合（農業協同組合、

生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業

組合（LLP）等

イ　大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど、実質的に

大企業の支配下にあるもの（「みなし大企業」。次に掲げるもの）。

1. 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業

が所有している中小企業者

1. 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
2. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を

占めている中小企業者

・業種分類を確認する場合は、別紙「日本標準産業分類及び中小企業者の範囲」でご確認ください。

・その他の詳細は、中小企業庁ホームページに掲載されている「中小企業の定義

　について」に準じます。

（２）都内での事業継続に関する要件

　法人の場合…東京都内に本店または支店が登記されている、及び都税事務所発行の法人事業税及び法人都民税の納税証明書を提出できること

個人の場合…都内税務署に開業届が提出されていること

（３）その他の要件

以下のア～ケのすべてに該当していること

ア　国、都道府県、区市町村等に対し、租税その他債務の滞納がない。

イ　営業に必要な許認可をすべて取得している。

ウ　過去に国、都道府県、区市町村等からの補助事業の交付決定の取消等、または法令違反等の不正の事故を起こしていない。

エ　民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立手続中（再生計画等認可後は除く）または、私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しない。

オ　会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていない。

カ　申請者が要綱第21条及び要綱別紙「暴力団排除に関する誓約書」の内容を確認し、遵守している。また、申請者のみならず、その取引先及び関係者についても当該誓約書に定める「暴力団員等」に該当せず、将来にわたっても該当しない。

キ　公的な資金の使途として、社会通念上、不適切と判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める営業内容等）を営んでいない。

ク　虚偽の申請、報告など補助金の交付に関して不正行為を行っていない。

ケ　補助金交付要綱及び募集要領が定める要件に違反していない。

３ 補助対象経費

台風により被害を受けた業務の用に供する下表に掲げる経費及びこれらと同等と認められる経費です。補助金の交付を受けて復旧する施設や設備等は、被災前の状態に戻すための修理を原則とします。

〇 補助対象となる経費

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 適用 |
| 施設 | 事業所、倉庫、生産施設及び販売施設等の修繕及び修繕工事等に要する経費（技術経費、一般管理費など） |
| 設備 | 資産として計上する設備の修理・購入に要する経費。ただし、資産計上されない備品・什器のうち、パソコンなどの電子機器等で業務に専用で使用していることが認められるものも対象とする。 |
| 車両 | 業務としての製品、資材の運搬等のために、専用で使用していると認められる車両の修理・購入に要する経費 |
| 委託費 | 復旧に要すると認められる委託費（清掃費、産廃処分費、撤去費、解体費用、運搬費等） |
| 賃料・リース料 | 被災した施設及び設備等の代替として使用した空き店舗・貸し倉庫等の賃料、駐車場料金、機器のリース料等 |

【注意事項】

* 補助対象となる経費は、業務に専用で使用している部分のみに単独で充当される経費で、令和2年12月15日までに復旧及び支払が完了する経費に限ります。
* 補助対象となる施設及び設備等は、申請者が都内において単独で所有する施設及び設備等で、業務に専用で使用している部分に限ります。なお、補助事業者が法人の場合は法人名義の所有である必要があります。
* 修理不能であることの証明書（別途指定様式）を提出し、知事が認めた場合は、新規購入による復旧を認めるものとします。
* 新たに購入する設備等は、新品又は中古品を問わず、被災対象物と同一の数量、目的及び用途であり、同等程度の機能を有する必要があります。なお、新たに購入する設備等が50万円以上の場合は、購入設備等が被災対象物と同等程度の機能を有することを証明する書類（メーカーからの証明書、別途指定様式）を提出してください。
* 新たに購入する設備等は、被災時に設置されていた事業所への再設置を原則とします。ただし、知事が特に必要と認める場合は都内に限り他所への移設を認めます。
* 車両の購入は、被災対象物と同等程度の本体価格のみを対象経費とします。
* 委託費、賃料・リース料は、令和2年12月15日までにその契約期間がすべて含まれている契約に限り補助対象経費とします。
* 申請者を契約者とする保険・共済により災害を事由として支払われた保険金（共済金・給付金を含む）がある場合は、その額を差し引いた額を補助金交付の対象とします。（全体の施設や設備が対象となっている保険・共済を含む）
* 次の経費は補助対象外となります。

・消費税及び地方消費税相当額

・補助対象経費と補助対象外経費の支払の区別が難しい経費

・国の被災小規模事業者再建事業（災害型持続化補助金）その他の公的補助

制度を重複して利用した経費

・被災時に存在しなかった設備等に係る経費

４ 補助対象期間

台風により被害を受けた日から令和2年12月15日（火）まで

※上記期間中に事業を完了させる必要があります。事業の完了とは、施設等が復旧され、補助対象経費の支払いが完了していることを指します。

５ 補助率及び補助限度額

下表に掲げる補助率、限度額の範囲内とします。

　　　　〇 補助率及び補助限度額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助率 | 補助限度額 |
| 4分の3以内 | 5,000 万円 |

６ 手続きの流れ

**※復旧事業が完了している方は、復旧事業が全て完了している方用の募集要領が別にございます。手続きの流れや提出書類が異なりますので、そちらの要領でご確認ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 手順１交付申請書の提出 | 交付申請書等を提出します。 ・・・詳細はP.5被害状況の確認のため、現地調査を行うことがあります。その場合は立ち合いをお願いします。【受付期間】令和2年6月10日（水）～令和2年9月30日（水） |
| 交付決定の通知 | 交付決定（又は不交付決定）の通知が届きます。・・・詳細はP.7 |
| 手順２実績報告書の提出 | 交付が決定した復旧事業を実施・完了します。復旧事業完了次第、実績報告書を提出します。・・・詳細はP.7 |
| 手順３現地調査（完了検査） | 現地調査（完了検査）を行いますので、立ち合いをお願いします。・・・詳細はP.8 |
| 手順４交付額の確定 及び請求書の提出 | 交付額確定の通知および請求書が届きます。指定された期日内に請求書を提出してください。・・・詳細はP.8 |
| 補助金の受領 | 請求書の到着後に補助金が支払われます。・・・詳細はP.8 |

【交付申請書の提出】

以下のとおり、申請書類一式をまとめて提出してください。

（１）申請受付期間

令和2年6月10日（水）～令和2年9月30日（水）　（当日消印有効）

（２）申請方法

必要な提出書類を各1部用意し、以下の送付先に郵送願います。

＜送付先＞

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号　　東京都庁第一本庁舎20階北

東京都 産業労働局 商工部 調整課 自治体連携型補助金受付

（３）様式のダウンロード

提出書類の様式は、ホームページからダウンロードして御使用ください。

インターネット環境が整っていない方は、窓口(東京都庁第一本庁舎20階北)

で様式をお受け取りください。

（注意事項）

※申請受付期間内に書類の全てが完全な状態で揃わない場合は、受理できません。

※東京都自治体連携型補助金交付要綱の規程に基づく補助金(以下「本補助金」という)の交付申請は、原則1つの事業者につき１回です。完了している復旧事業と未完了の復旧事業を分けて申請することはできません。

※台風第15号、第19号及び第21号のうち、複数の台風での被害について申請する場合はまとめて申請いただく必要がございます。

（４）提出書類一覧

|  |
| --- |
| 提出書類 ※下記以外にも必要に応じ追加で資料の提出を求めることがあります。※復旧経費の金額が未確定の場合は、予定額をご記入ください。※保険金等の金額が未確定の場合は、「請求中」とご記入ください。後日提出いただく実績報告で正確な金額を記入いただきます。※復旧に係る期間や完了日・支払日が未確定の場合は、予定日をご記入ください。 |
| 1 | 東京都自治体連携型補助金交付申請書（様式第1号） |
| 2 | 補助対象の復旧事業一覧（様式第1号別紙1） |
| 3 | 企業概要（様式第1号別紙2） |
| 4 | 出資者一覧（任意様式　出資者名、出資割合、大企業であるか否かを記載） |
| 5 | 復旧計画書（様式第1号別紙3） |
| 6 | （法人の場合）発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（個人事業主の場合）創業時、東京都内の税務署に提出し、受付印が押印された開業届の写し |
| 7 | 東京都内の事業所等に係る税金の滞納額がないことの証明書（法人の場合）① 法人税の納税証明書（その1）（直近期のもの）② 法人事業税及び法人都民税の納税証明書（直近期のもの）（個人事業主の場合）① 税務署の発行した、所得税の納税証明書（その1）（直近期のもの）② 都税事務所の発行した、個人事業税及び個人都民税の納税証明書(直近期のもの）…個人事業税が非課税の場合は住民税の納税証明書直近期のもの） |
| 8 | （法人の場合）直近の貸借対照表及び損益計算書の写し（個人事業主の場合）直近の確定申告書の写し**※確定申告書の写しを提出する場合は、必ずマイナンバーを隠した上で写しを取ってください。マイナンバーの表示がある場合は書類を受理できません。** |
| 9 | 都内区市町村の発行した台風に係る罹災証明書・被災証明書の写し |
| 10 | 台風により被害を受けた施設、設備及び車両等の所有を証する書類の写し(施設の場合)不動産登記全部事項証明書、都や市町村が発行する固定資産課税台帳 等(設備・備品等の場合)固定資産台帳（減価償却明細書） 等(車両の場合)車検証、登録事項等証明書、検査記録事項等証明書、車庫証明書 等 |
| 11 | 台風により被害を受けた施設、設備及び車両等の被災状況が分かる写真 |
| 12 | 復旧経費の金額の根拠となる書類（見積書等） |
| 13 | 復旧に伴う施設、設備及び車両等の概要（カタログ、仕様書等） |
| 14 | （施設の建替、設備・車両等の購入の場合）修理不能であることの証明書（別途指定様式）及び廃棄したことを証する書類（様式不問）　※修理の場合は不要 |
| 15 | （新たに購入する設備等が50万円以上の場合）新たに購入する設備等が被災対象物と同等程度の機能を有することを証明する書類（メーカーからの証明書）（別途指定様式） |
| 16 | （台風の被害による受取保険金・共済金がある場合）保険金・共済金の受取関係書類写し※受取前の場合は契約関係書類の写しでも可 |
| 17 | 復旧のために購入した設備及び車両等の所有を証する書類の写し※申請する復旧事業のうち完了しているものについてのみ（設備・備品等の場合）固定資産台帳（減価償却明細書） 等（車両の場合）車検証、登録事項等証明書、検査記録事項等証明書、車庫証明書 等 |
| 18 | 復旧後の施設、設備及び車両等の写真※申請する復旧事業のうち完了しているものについてのみ |
| 19 | 補助対象経費の支払完了を証明する書面の写し（契約書又は発注書と請書、納品書、請求書及び領収書その他支払いを証明する書面）※申請する復旧事業のうち完了しているものについてのみ |
| 20 | チェックリスト（別途指定様式） |

【交付決定の通知】

申請書類及び現地調査の結果をもとに交付の可否が決定されます。決定され次第、交付決定（又は不交付決定）の通知が届きますので保管をお願いします。

　※交付決定通知書記載の「補助金の額」は、復旧計画どおりに復旧事業が行われた場合の額です。実際に支給される額は、交付決定通知書記載の「補助金の額」を上限として、実績報告及び現地調査（完了検査）により決定されます。

【実績報告書の提出】

申請した復旧事業が完了次第、速やかに実績報告書を含めた報告書類一式を提出してください。実績報告書と一緒に提出いただく書類については、交付決定通知送付の際に合わせてご案内します。

【現地調査（完了検査）】

実績報告の内容について現地調査（完了検査）を実施しますので立ち合いをお願いします。立ち合いは申請内容や、申請した建物、設備等について説明できる方をお願いします。日程については、実績報告書提出確認後に調整のためのご連絡をさせていただきます。

【交付額の確定 及び 請求書の提出】

実績報告書及び現地調査（完了検査）の結果をもとに検査を行い、補助金の交付額が確定されます。確定され次第、確定の通知とともに補助金の請求書の様式等をお送りします。同封の案内に沿って、期日内に請求書及びその他必要書類を返送してください。

【補助金の受領】

請求書及びその他必要書類を返送いただいた後、1～2ヶ月後を目安に補助金が支払われます。

７　注意事項

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日37財主調発第20号）、東京都自治体連携型補助金交付要綱等の規程を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

（１）同一の内容について都及び国や区市町村等の他の公的補助制度と重複して本制度の補助を受けることはできません。ただし、金利や税制優遇に関する制度との重複は、この限りではありません。（申請状況を確認するため、他自治体及び他部署と情報を共有することがあります。）

（２）補助事業に係る経理処理について

ア 支払完了を証明する書面の記載は、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されているものでなければ認められません。支払完了を証明する書面の内容に疑義が生じた場合は、再提出を求めることがあります。再提出に応じない場合は、補助対象となる経費として認められません。

イ 支払完了を証明する書面の徴収先として、申請者と当該徴収先の役員が重複する場合や資本関係がある場合は認められません。

（３）交付申請書類の内容に変更があった場合は、速やかに届出を行ってください。

なお、交付決定額を増額する申請はできません。

（４）補助金の交付決定の取消しと返還について

ア 次の場合には、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(ア）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の

処分若しくは指示に違反した場合

(イ）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(ウ）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(エ）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を

継続する必要がなくなった場合

(オ）補助事業者が、東京都自治体連携型補助金交付要綱に定める暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

イ 補助事業者は、補助金の交付決定が取り消された場合において、知事から命

じられた場合は、既に交付されている補助金の全部又は一部に加算金を加

えた額を返還しなければなりません。

（５）補助事業者に対し、当該補助事業の成果を確認するため、調査への協力又は報告を求める場合があります。

（６）その他都が必要と認める場合は、補助事業の遂行状況及び収支の状況について記載した書類等を提出していただくことがあります。

（７）申請書類や領収書等の関係書類は、補助金を受領した翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。

（８）補助金の交付を受けて取得した財産は、所定の様式を用いて管理台帳を作成する必要があります。また、実績報告書及び完了届出書の提出時に当該管理台帳を添付してください。

（９）補助金の交付を受けて取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他財産を処分制限期間（※）に、補助金の交付の目的に反して使用し、移設し、譲渡し、交換し、又は貸付の対象とすることができません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を都に納付した場合又は補助金の交付の目的に照らしやむを得ないと知事が認めたときは、この限りではありません。

※処分制限期間

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める耐用年数に相当する期間内

（10）本補助金の交付は、予算の範囲内において行うものとします。

（11）補助対象となる経費は、補助対象期間内に補助事業を完了し、補助対象経費の全額の負担が行われるものであることを要件とします。

８ お問い合わせ先

東京都 産業労働局 商工部 調整課 自治体連携型補助金受付

電話　０３－５３２０－７５７１

 （参考）日本標準産業分類及び中小企業者の範囲

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| A | 農業、林業 | 01 | 農業 |
| 02 | 林業 |
| B | 漁業 | 03 | 漁業 |
| 04 | 水産養殖業 |
| Ｃ | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 05 | 鉱業、採石業、砂利採取業 |
| Ｄ | 建設業 | 06 | 総合工事業 |
| 07 | 職別工事業（設備工事業を除く） |
| 08 | 設備工事業 |
| Ｅ | 製造業 | 09 | 食料品製造業 |
| 10 | 飲料・たばこ・飼料製造業 |
| 11 | 繊維工業 |
| 12 | 木材・木製品製造業（家具を除く） |
| 13 | 家具・装備品製造業 |
| 14 | パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| 15 | 印刷・同関連業 |
| 16 | 化学工業 |
| 17 | 石油製品・石炭製品製造業 |
| 18 | プラスチック製品製造業（別掲を除く） |
| 19 | ゴム製品製造業※ただし自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業はグループ① |
| 20 | なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| 21 | 窯業・土石製品製造業 |
| 22 | 鉄鋼業 |
| 23 | 非鉄金属製造業 |
| 24 | 金属製品製造業 |
| 25 | はん用機械器具製造業 |
| 26 | 生産用機械器具製造業 |
| 27 | 業務用機械器具製造業 |
| 28 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 29 | 電気機械器具製造業 |
| 30 | 情報通信機械器具製造業 |
| 31 | 輸送用機械器具製造業 |
| 32 | その他の製造業 |
| Ｆ | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 33 | 電気業 |
| 34 | ガス業 |
| 35 | 熱供給業 |
| 36 | 水道業 |
| Ｇ | 情報通信業 | 37 | 通信業 |
| 38 | 放送業 |
| 39 | 情報サービス業 |
|  | 390 | 管理、補助的経済活動を行う事業所 |
|  | 391 | ソフトウェア業 |
|  | 392 | 情報処理・提供サービス業 |
|  |  | 3921 | 情報処理サービス業 |
|  |  | 3922 | 情報提供サービス業 |
|  |  | 3923 | 市場調査・世論調査・社会調査業 |
|  |  | 3929 | その他の情報処理・提供サービス業 |
| 40 | インターネット附随サービス業 |
| 41 | 映像・音声・文字情報制作業 |
|  | 410 | 管理・補助的経済活動を行う事業 |
|  | 411 | 映像情報制作・配給業 |
|  | 412 | 音声情報制作業 |
|  | 413 | 新聞業 |
|  | 414 | 出版業 |
|  | 415 | 広告制作業 |
|  | 416 | 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 |
| Ｈ | 運輸業、郵便業 | 42 | 鉄道業 |
| 43 | 道路旅客運送業 |
| 44 | 道路貨物運送業 |
| 45 | 水運業 |
| 46 | 航空運輸業 |
| 47 | 倉庫業 |
| 48 | 運輸に附帯するサービス業 |
| 49 | 郵便業(信書便事業を除く) |
| Ｉ | 卸売業、小売業 | 50 | 各種商品卸売業 |
| 51 | 繊維・衣服等卸売業 |
| 52 | 飲食料品卸売業 |
| 53 | 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 |
| 54 | 機械器具卸売業 |
| 55 | その他の卸売業 |
| 56 | 各種商品小売業 |
| 57 | 織物・衣服・身の回り品小売業 |
| 58 | 飲食料品小売業 |
| 59 | 機械器具小売業 |
| 60 | その他の小売業 |
| 61 | 無店舗小売業 |
| Ｊ | 金融業、保険業 | 62 | 銀行業 |
| 63 | 協同組織金融業 |
| 64 | 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 |
| 65 | 金融商品取引業、商品先物取引業 |
| 66 | 補助的金融業等 |
| 67 | 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む） |
| Ｋ | 不動産業、物品賃貸業 | 68 | 不動産取引業 |
| 69 | 不動産賃貸業・管理業 |
|  | 690 | 管理・補助的経済活動を行う事業 |
|  | 691 | 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く） |
|  | 692 | 貸家業、貸間業 |
|  | 693 | 駐車場業 |
|  | 694 | 不動産管理業 |
| 70 | 物品賃貸業 |
| Ｌ | 学術研究、専門・技術サービス業 | 71 | 学術・開発研究機関 |
| 72 | 専門サービス業（他に分類されないもの） |
| 73 | 広告業 |
| 74 | 技術サービス業（他に分類されないもの） |
| Ｍ | 宿泊業、飲食サービス業 | 75 | 宿泊業 |
|  | 750 | 管理、補助的経済活動を行う事業所 |
|  | 751 | 旅館、ホテル(うち和式の構造及び施設を設けてする営業) |
|  |  | 旅館、ホテル（うち洋式の構造及び施設を設けてする営業） |
|  | 752 | 簡易宿所 |
|  | 753 | 下宿業 |
|  | 759 | その他の宿泊業 |
| 76 | 飲食店 |
| 77 | 持ち帰り・配達飲食サービス業 |
| Ｎ | 生活関連サービス業、娯楽業 | 78 | 洗濯・理容・美容・浴場業 |
| 79 | その他の生活関連サービス業※ただし791旅行業はグループ① |
| 80 | 娯楽業 |
| Ｏ | 教育、学習支援業 | 81 | 学校教育 |
| 82 | その他の教育、学習支援業 |
| Ｐ | 医療、福祉 | 83 | 医療業 |
| 84 | 保険衛生 |
| 85 | 社会保険・社会福祉・介護事業 |
| Ｑ | 複合サービス事業 | 86 | 郵便局 |
| 87 | 協同組合（他に分類されないもの） |
| Ｒ | サービス業 | 88 | 廃棄物処理業 |
| 89 | 自動車整備業 |
| 90 | 機械等修理業（別掲を除く） |
| 91 | 職業紹介・労働者派遣業 |
| 92 | その他の事業サービス業 |
| 93 | 政治・経済・文化団体 |
| 94 | 宗教 |
| 95 | その他のサービス業 |
| 96 | 外国公務 |
| Ｓ | 公務（他に分類されるものを除く） | 97 | 国家公務 |
| 98 | 地方公務 |
| Ｔ | 分類不能の産業 | 99 | 分類不能の産業 |

※申請書において業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記載ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 判定グループ | 資本金及び常用従業員数 |
| ①製造業、建設業、運輸業等 | ３億円以下又は300人以下 |
| ②ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | ３億円以下又は900人以下 |
| ③卸売業 | １億円以下又は100人以下 |
| ④小売業 | 5,000万円以下又は50人以下 |
| ⑤サービス業 | 5,000万円以下又は100人以下 |
| ⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | ３億円以下又は300人以下 |
| ⑦旅館業 | 5,000万円以下又は200人以下 |

※最終的な区分の判定は提出書類をもとに行います。区分の訂正をご依頼することがありますのでご了承ください。